

福島県と野村證券株式会社との地方創生・SDGsの推進に関する連携協定

福島県（以下「甲」という。）と野村證券株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地方創生・SDGsの推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した活動により、地方創生・SDGsの推進に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 経済・金融分野の教育支援に関すること（1. 貧困をなくそう 4. 質の高い教育をみんなに）
- (2) 健康づくりに関すること（3. すべての人に健康と福祉を 11. 住み続けられるまちづくりを）
- (3) 起業・創業支援に関すること（8. 働きがいも経済成長も 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう）
- (4) 県産品及び県産農産物の振興に関すること（3. すべての人に健康と福祉を 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう）
- (5) 環境にやさしい取組の推進に関すること（11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう）
- (6) まちの新たな魅力創造に関すること（11. 住み続けられるまちづくりを 17. パートナリシップで目標を達成しよう）
- (7) 福島の魅力発信に関すること（3. すべての人に健康と福祉を 10. 人や国の不平等をなくそう 17. パートナリシップで目標を達成しよう）
- (8) 交流人口拡大に関すること（11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう）
- (9) その他、地方創生・SDGsの推進に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

4 第1項各号に定める事項を推進するにあたって、甲及び乙は、県内市町村との連携が図られるように努めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から4年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1

ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た他の当事者の秘密事項を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 他の当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
- (2) 他の当事者から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- (3) 他の当事者から開示された時点で、既に自ら適法に保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から、自ら機密保持義務を約することなく適法に開示されたもの
- (5) 他の当事者から開示された情報によることなく、独自に開発したもの

2 次に掲げる者（以下「関係者」と総称する。）は、前項に規定する第三者に該当しないものとする。

- (1) 自社の役職員
- (2) 弁護士、税理士、公認会計士その他の法律上守秘義務を負う者
- (3) 野村グループ及びその役職員

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和4年8月9日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号

福島県
福島県知事

内堀 雅雄

乙：東京都中央区日本橋1-13-1

野村證券株式会社
取締役専務

杉山 剛